

お取引先様 各位

株式会社日本環境衛生研究所  
代表取締役 今 亨弘  
(022-782-1024 担当:奥山)

## インボイス制度「登録番号」のご通知と請求書の表記内容の変更等について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日からのインボイス制度導入に伴い、弊社登録番号を通知させていただきます。また請求書の表記内容の変更等についてご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 弊社、適格請求書発行事業者「登録番号」のご通知

**T6-3700-0101-4015**

#### 2. 請求書の表記内容の変更等

##### (1) 請求書の表記内容変更

令和5年10月1日以降発生する請求書について、登録番号を表示(請求書弊社名下部)すると共に適用税率の明確化等表記内容を変更し、インボイス要件に基づく請求書を発行させていただきます。

##### (2) 消費税積上げ方式請求書の発行取り止めとインボイス要件対応請求書への変更

現行において、一部のお取引様に対しては、1 検体ごとに消費税額を計算・端数処理し、それを足し上げ消費税額として表示している請求書(「積上げ方式請求書」という)を発行していますが、インボイス制度では、消費税の端数処理は、「一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理」と規定されており、「積上げ方式請求書」は適格請求書として認められません。

つきましては、10月1日以降、「積上げ方式請求書」については、勝手ながら発行を取り止めインボイス対応の請求書(「一括方式請求書」という)に変更させていただきます。

なお、この措置により、検査税抜単価が例えば504円と1円の位が実数で外税の場合、計上される消費税額に変更が生じますのでご了承願います(下記(例)参照)。

(例) 検査単価: 税抜504円の検査を10検体検査した場合の消費税額と請求額

・ 積上げ方式の場合(10/1以降原則廃止、一括方式に変更)

504円×消費税率10%=554.4円 → (請求金額) 端数切捨 554円×10検体=5,540円

・ 一括方式の場合

504円×10検体=5,040円 → (請求金額) 5,040円×消費税率10%=5,544円

以上